

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度大阪市乳がん検診（マンモグラフィ）にかかる読影業務委託（概算契約）

2. 契約の相手方

公益財団法人 大阪府保健医療財団

3. 随意契約理由

本市乳がん検診マンモグラフィ読影については、国の指針「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、「NPO法人 日本乳がん検診精度管理中央機構が実施するマンモグラフィ読影試験成績評価（以下、「試験成績評価」）」がB以上の医師が一次読影、試験成績評価がAの医師が二次読影、判定困難など二次読影医が必要と認めた場合は、二次読影医とは別の医師（試験成績評価がA）が三次読影を行っている。

令和6年度は40歳の女性（18,525名）に加えて41～59歳の国民健康保険加入者の女性（70,100名）に乳がん検診の無料クーポン券を発送しているが、発送後の6～7月の読影回数実績が昨年度同時期より1週間あたり約200件増加しており、今後も受診者数の増加が見込まれるため、本市の読影センターでの体制に加え、増加分の読影を外部委託する。

本業務では、1週間あたり210件（105名分）までの読影を行うことから、それを遂行できる能力が必要である。また、三次読影を行う場合は二次読影とは別の試験成績評価がAの医師にて実施する必要があることから、試験成績評価がAの医師を複数確保しなければならない。

そのため、本市の入札参加資格（承認種目 09：環境その他調査 04：その他検査 05：集団検診）を持つ事業者のうち、検診マンモグラフィ読影医師（試験成績評価がB以上の医師が認定される）が在籍する事業者（8社）に対し、1週間あたり210件（105名分）までの読影能力の有無、試験成績評価がAの医師を複数確保することの可否を確認したところ、対応可能な事業者は、公益社団法人 大阪府保健医療財団のみであった。

以上の理由により、当該相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(成人保健)

電話番号：06-6208-9943

随意契約理由書

1 案件名称

精神科緊急措置入院等受入体制確保業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪精神科病院協会

3 随意契約理由

本市においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づき、措置診察が必要と認められたものについて、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に診察をさせ、その結果、措置入院が必要と判断された者（以下「措置患者」という。）について、都道府県が設置した精神科病院又は法第 19 条の 8 に定められた指定病院（以下「指定病院」という。）に対して当該措置患者の受入を依頼している。

夜間や休日においては、大阪府、大阪市及び堺市合同で、「大阪精神科救急医療システム」（以下「本システム」という。）を設置し、措置診察及び入院のための病床を確保するとともに、本市においては平日夜間に独自に 1 病床を確保している。

この本市独自の病床については、2 病院から週 5 日病床の確保をしていたが、令和 4 年度以降、そのうちの 1 病院が指定医を確保できなくなり病床確保を辞退したため、現在は週 3 日しか病床を確保できていない状況にある。

残る週 2 日の病床を確保するため、指定病院に聞き取りを行ったところ、病床確保にあたっては、指定病院内の保護室・指定病床・指定医・その他スタッフ等について、継続して確保する必要があり、また確実に体制を確保しなければならず、そのすべてを単一の指定病院のみで対応することは困難であるとの回答であった。

このため、複数の指定病院と個別に契約することを検討したが、各指定病院の受入れ可能日をもとに受入先の調整や、受入先となった指定病院において不測の事態が生じた場合に、代替対応が困難であることから、指定病院間の調整を含めて、受入可能となる方法を検討することとした。

現在、夜間休日は大阪府、大阪市及び堺市合同で設置している本システムにおいて、受入を行う大阪府下の指定病院の輪番体制を管理しており、輪番指定病院への措置患者の搬送を行っている。本システムでは大阪府下の指定病院における輪番体制を設けていることから、本市が別途体制を設けるより、本システムを活用して病床を確保する方が合理的であり、かつ、指定病院の重複などが発生しないよう受入にあたっての調整についても最も円滑に行うことができる。

この輪番体制の構築及び措置患者の受入については、大阪府が一般社団法人大阪精神科病院協会（以下「協会」という。）に委託している。協会は、大阪府下に所在するすべての指定病院が加盟する団体であり、措置患者の受入体制を構築できる唯一の団体であるため、協会以外に本件業務を委託することはできない。

以上のことから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号 06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

新型コロナワクチン定期接種対応にかかる予防接種台帳管理システム改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社 東京営業所

3 随意契約理由

本業務は、予防接種台帳管理システムの改修を委託するものである。

予防接種台帳管理システムとは、委託医療機関等に対する予防接種委託料の支払い及び個人の接種情報のデータ管理のために導入したもので、平成 25 年 4 月から稼働している。

予防接種台帳管理システムは、市民の安全に直結しており、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が不可欠である。その改修業務を委託するにあたり、受注者は次の各要件を満たさなければならない。

(1) 安定的な運用

予防接種台帳管理システムは市民の安全に直結した重要なシステムであるため、業務に支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

(2) 効率的な仕様管理

予防接種台帳管理システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的に行えること。

(3) 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が速やかに行えること。

(4) 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行えること。

予防接種台帳管理システムは日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフトを一部カスタマイズしたものであり、開発当初から委託しており、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

(1) 日本コンピューター株式会社は予防接種台帳管理システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が容易である。

(2) 日本コンピューター株式会社は、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も正確かつ迅速に行える。

(3) 日本コンピューター株式会社は、問合せへの対応やデータの調査や修正にも速やかに

かつ正確に対応が行える。

- (4) 突発的な制度改正など早急に対応しなければならないような改修時に仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、日本コンピューター株式会社は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06-6647-0954）